

| 国際調査機関 F I | フィンランド特許登録庁 (PRH) | 附属書 D F I |
|--|--|--------------|
| 次の受理官庁を管轄する 国際調査機関 | F I | |
| 国際調査機関に支払う手数料： | | |
| 調査手数料（PCT規則16） ¹ | スイス・フラン（CHF） | 1,732 |
| | ユーロ（EUR） | 1,845 |
| | 米国・ドル（USD） | 1,905 |
| 追加の調査手数料（PCT規則40.2） ² | EUR | 1,845 |
| 国際調査報告に列記された文献の写し のための手数料（PCT規則44.3） | な し | |
| 写しの入手方法 | 出願人は、国際調査報告とともに、そこで列記された各文献の写し1通を無料で受領する。指定（選択）官庁も請求に基づき、最初の写しを無料で受領する。 出願人及び指定（選択）官庁は pct@prh.fi に電子メールで請求することによって追加の写しを入手できる。 | |
| 国際出願の一件書類中の文献の写し のための手数料（PCT規則94.1の3） | 1 頁につき | EUR 0.60 |
| 異議申立手数料（PCT規則40.2(e)） | な し | |
| 遅延提出手数料（PCT規則13の3.1(c)） | EUR | 200 |
| 調査手数料の払戻しの条件及び額 | 過誤又は超過の料金は払い戻す 国際調査の開始前にPCT第14条(1)、(3)又は(4)の規定により、国際出願が取下げられた又は取下げられたものとみなされた場合：100%払戻し 優先権主張の基礎となる出願について、当該調査機関、北欧特許機構若しくは欧州特許庁が既に行っていた先の国内調査、国際調査、補充国際調査又は国際型調査から利益を得る場合：EUR 300 払戻し | |
| 国際調査のために受理する言語 | 英語、フィンランド語、スウェーデン語 | |

[次頁に続く]

1 この手数料は、受理官庁が認める通貨（複数の通貨があればそのうち1つ）で受理官庁に支払う。

2 この手数料は、特別の事情がある場合にのみ国際調査機関に支払う。

F I

フィンランド特許登録庁
(PRH) (続き)

F I

| | |
|--|---|
| 国際出願が、この国際調査機関が既に調査した先の出願から優先権を主張している場合、国際調査機関は先の調査結果に関する非公式コメントを認めるか？ | 認める。出願人は優先基礎出願について作成された調査報告及び調査見解書で提起された拒絶理由を克服するために非公式コメントを提出することができる。このサービスはPRHにおいて「PCT Direct」と呼ばれている。「PCT Direct/informal comments」と表題を付した個別書簡の形式で、国際出願に非公式コメントを添付して受理官庁に送付すべきである。PCT Directの提出内容はPATENT SCOPEで公表される。 |
| ヌクレオチド・アミノ酸の配列表の提出用に認められる物理的媒体の種類 | ない。物理的媒体は認められない。配列表は電子形式で提出しなければならない（附属書C参照）。 |
| 調査しないこととしている対象 | PCT規則39.1(i)から(vi)までに掲げる対象。ただし、フィンランドの特許法の規定に従い特許付与出願において調査されるいずれかの対象を除く。 |
| 委任状の提出要件の放棄 | |
| 国際調査機関は、別個の委任状を提出する要件を放棄しているか？ | 放棄している ³ |
| 別個の委任状が要求される特別の状況 | 代理人若しくは共通の代表者であって出願時の願書様式に記載されていなかった者を選任した時、又はその者が書類を提出した時 |
| 国際調査機関は、包括委任状の写しを提出する要件を放棄しているか？ | 放棄している ³ |
| 包括委任状の写しが要求される特別の状況 | 代理人若しくは共通の代表者であって出願時の願書様式に記載されていなかった者を選任した時、又はその者が書類を提出した時 |

3 国際段階において代理人又は共通の代表者がいずれかの取下げ通知を行う場合（PCT規則90の2.1から90の2.4；国際段階の11.048項も参照）、委任状の要件の放棄は適用されない（PCT規則90.4(e)及び90.5(d)）。